



2007年12月6日

各 位

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号：9424)
問合せ先 常務取締役 CFO 福田 尚久
電話 03-5767-9100 (代表)

**第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）及び
行使価額修正条項付第1回新株予約権（MSワラント）（第三者割当）の発行並びに
コミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ**

当社は、平成19年12月6日開催の取締役会において、1) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下、「本新株予約権付社債」という）及び2) 第1回新株予約権（第三者割当）（以下、「第1回新株予約権」という）の発行、並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、1) について割当人との間で下記の内容を含む新株予約権付社債引受契約を締結し、2) についてメルリンチ日本証券株式会社（本社：東京都中央区。以下「メルリンチ」という）との間で下記の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当契約を締結することを決議しましたので、その概要につき下記のとおりお知らせします。

記

1. 本新株予約権付社債及び第1回新株予約権募集の背景及び目的

(1) 今回の募集の背景について

<創業期：音声 MVNO>

当社は1996年の創業時に、法人向け携帯電話サービスの提供において、現在 MVNO (Mobile Virtual Network Operator、仮想移動体通信事業者) と呼ばれている事業モデルを生み出し、2002年3月期(第6期)には107億円の売上を達成する急成長を遂げました。しかし、主として音声通話サービスを提供する「音声 MVNO」であったため、実質的には再販事業の性格が強く、収益率は非常に低い状態にとどまっていました。この音声 MVNO については、以下に説明する PHS によるデータ通信 MVNO の立ち上げに集中するため、戦略的縮小を継続して現在に至っています。

<第2の創業期：PHSによるデータ通信 MVNO>

当社は2001年に、PHS事業者である株式会社ウィルコム(当時DDIポケット株式会社)との接続により、世界で初めて「データ通信 MVNO」事業を開始しました。データ通信 MVNO では、付加価値を付ける余地の乏しい音声 MVNO とは異なり、多様な顧客ニーズに合致した

データ通信サービスを開発し、提供することで、他社サービスとの差別化を実現することが可能です。また、当社と株式会社ウィルコムとの相互接続点における帯域幅に基づいて課金する帯域幅課金方式により、一定の帯域幅に基づくネットワーク使用料を支払い、当該帯域幅の使用効率を高めることで、収益力を高めることのできる事業モデルです。当社は、2001年から2004年3月期に至るまでのデータ通信サービスの成長率および収益率の実績等により、2004年3月期を基準期として2005年4月に大阪証券取引所ヘラクレス市場に上場しました。

当社では、このデータ通信 MVNO をより発展させるため、より高速なデータ通信が可能な第3世代携帯電話（以下、「3G」という）ネットワークを使用したサービスを提供することを目指し、携帯電話事業者各社との3G通信網の調達交渉を行い、2006年8月に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下、「ドコモ」という）に接続に向けての協議を申し入れました。しかしながら、なかなか進展が見られなかったため、やむを得ず、2007年7月9日、電気通信事業法第35条第3項の規定に基づき、総務大臣の裁定を求める申請を行いました。

<総務大臣の裁定>

2007年11月30日、総務大臣の裁定が下りました。

総務大臣の裁定は、当社がデータ通信 MVNO の基本と考える、(1) レイヤー2 接続、(2) エンドエンド料金による接続料金、(3) 帯域幅課金による接続料金、という3点をすべて認容する内容となっており、今後、ドコモの3Gネットワークを利用したデータ通信 MVNO を実現していく上で極めて大きなステップであると考えています。

<第3の創業期：本格的なデータ通信 MVNO の始動>

当社は、現在提供しているPHSによるデータ通信 MVNO に加えて、ドコモを始めとする携帯電話事業者各社の3Gネットワークによるデータ通信 MVNO、さらには、現在免許審査が進行中であり、WiMAX または次世代PHSでの使用が想定されている2.5GHz周波数帯域においても MVNO が実質的に義務付けられていることから、これらの新たなネットワークを使ったデータ通信 MVNO を積極的に推進していきたいと考えています。PHSによるデータ通信 MVNO は、事業を開始して既に6年以上が経過しましたが、この間に培った技術やノウハウを結集し、様々な無線ネットワークを活用する事業を展開していきます。PHSは利用可能範囲が広く、また端末コストが3G等に比べて低いという特長があります。このようなPHSの特長を活かしつつ、3G、更にはWiMAX、次世代PHSといった新たなネットワークを含めたマルチ・ネットワークを十分に活用し、顧客ニーズに合致し、かつ差別化した製品・サービスを開発し、提供していく所存です。これこそが、本格的なデータ通信 MVNO の幕開けとなることと考えています。

また、米国でも、本年4月に米国の携帯電話事業者との間で締結した契約に基づき、当社の米国子会社が3Gネットワークとの相互接続を既に完了し、事業展開を開始しています。この相互接続においても、当社がデータ通信 MVNO の基本と考える上記3点をすべて充足しており、これまで日本で培ってきた技術やノウハウを活用することができます。また、米国での事業で得たノウハウを日本で活用することも可能となり、グローバルな事業展開を目指します。

さらに、当社では、ドコモとの間で、iモード移動無線装置接続用パケット交換機との相互接続について合意しており、ドコモの3Gネットワークを使用したデータ通信サービスを今月中に開始する予定です。

MVNO 市場は 2015 年に 2 兆円規模の産業になる可能性があるとの見方もあるなか、当社は

MVNO の先駆者として、現在を当社の「第 3 の創業期」と位置づけ、この巨大な市場開拓に取り組む所存です。

(2) 今回の募集の目的

MVNO の先駆者である当社には、様々な事業機会が広がりつつありますが、当社はこれらの事業機会を見極め、機動的に取り組んでいく必要があります。そのためには、短期的には手元流動性を高め、また中期的には、必要な資金を柔軟かつ機動的に調達することのできる道筋を確保しておくことが必要であると判断し、この 2 つのニーズを充足するため、下記の 2 つの資金調達方法の組合せを選択し、決定しました。

- ① 新株予約権付社債（本新株予約権付社債）
- ② エクイティ・コミットメント・ライン（第 1 回新株予約権（コミットメント条項付））

①の本新株予約権付社債は、当初の転換価額 125,000 円の新株予約権が付された社債であり、これにより 4 億円を調達することで、手元流動性を高めます。また、②のエクイティ・コミットメント・ラインは、行使可能期間が 2 年間の行使価額修正条項付き新株予約権をメリルリンチに割当ててものですが、当社はメリルリンチに対し、新株予約権を行使することができない期間を指定する権利、及び、一定数までの行使を強制する権利を有します。当社は、向こう 2 年間の資金ニーズについて、当該時点での株価を考慮しながら、その時点における他の資金調達方法及びその資金調達コストと、第 1 回新株予約権の行使による当社株式の希薄化とのバランスを保ちつつ、運用を図ってまいります。これにより、将来的に株価が上昇する局面では、現時点での時価発行に比べて低い希薄化率での資本調達とすることが可能となりますので、そのような運用を意図しています。

2. 資金調達方法の選択理由

(1) 本新株予約権付社債の発行について

当社では、短期的な手元流動性を高めつつ、時価発行増資に伴う希薄化という既存株主にもたらす不利益に対処する方法として、無担保転換社債型新株予約権付社債の発行による資金調達が適切であると判断いたしました。本新株予約権付社債の転換価額は、株価の変動によっては修正されず、株式分割等の一定の事由による転換価額の調整を除いては常に一定であるため、本新株予約権付社債に係る新株予約権の行使による希薄化の割合は発行時に確定します。また、本新株予約権付社債の割当先は当社の社外取締役が保有するジョイント・トラストであり、かつ本新株予約権付社債には譲渡制限が付されているため、当社の取締役会の承認なく当該割当先以外の第三者に譲渡されることはありません。さらに、本新株予約権付社債に付された新株予約権の転換価額は発行決議日前日の当社普通株式の終値の約 3 倍であり、時価を大幅に上回る水準となっています。このような発行条件により、既存株主への不利益を回避するように設計されております。

このようなことから、本新株予約権付社債の発行は、中期的な資金ニーズに対する資金調達を図りつつ、既存株主への影響を限定するものであり、当社が今後、戦略的な事業展開を進める上で、安定的かつ最適な資金調達手段であると考えています。

(2) 第1回新株予約権の発行について

第1回新株予約権は、メリルリンチによる「エクイティ・コミットメント・ライン」と呼ばれるプランであり、当社がメリルリンチに対し、行使可能期間を2年間とする新株予約権を第三者割当ての方法によって割当て、メリルリンチによる新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっています。なお、当社は、メリルリンチに割当てる第1回新株予約権の全部または一部について、行使することができない期間を指定する権利を有しています(注1)。また逆に、一定数までの行使を強制することのできる権利を有しています(注2)。これにより、当社は、今後2年間を目安に、その時点での当社株価に基づいた機動的な資金調達を行うことのできる道筋を確保することができます。

行使価額修正条項が付された新株予約権は、一般に、発行日から3～4ヶ月以内に全数が行使されるケースが多いようですが、当社は、明確に異なる運用を意図しています。前述のとおり、資金ニーズが明確になった段階で、その時点での資金調達方法及びその資金調達コストと、新株予約権の行使による当社株式の希薄化とのバランスを保ちつつ、運用を図ってまいります。そのため当社は、第1回新株予約権の発行にあたり、今年度内(2008年3月末日まで)について新株予約権を行使することのできない期間として指定します。ただし、当該期間内であっても、必要に応じて指定を解除する可能性はありますので、その場合には、事前に開示してお知らせいたします。

(注1) 当社はその裁量により、第1回新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定する権利(以下、「停止指定」という)を有しています。また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも解除することができます。但し、約2年間の行使請求期間のうち最後の1ヶ月間については、停止指定を行うことはできません。

(注2) 当社はその裁量により、第1回新株予約権につき、一定数までの行使を強制する権利(以下、「行使指定」という)を有しています。ただし、当社が一度に行使を強制することのできる第1回新株予約権数には一定の限度(当該行使指定の前1ヶ月間における当社株式の1日当たり平均出来高数または当該行使指定の前3ヶ月間における当社株式の1日当たり平均出来高数のうち少ない方の5日分)があり、複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を空けなければなりません。また、当社の株価が一定の水準を下回る場合、未公表の当社インサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合等の一定の場合には、当社は行使指定を行うことはできません。なお、当社が行使指定を行った場合には、その都度開示します。

【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴と本スキームを選択した理由】

当社は今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下のような点を総合的に勘案し、本スキームによる資金調達が現時点における最良の選択肢であると判断しました。

- ① 当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。
- ② 第1回新株予約権の目的である当社普通株式数は40,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大希薄化株式数は限定されていること。
- ③ 第1回新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、当社が株価上昇のメリットを享受できること。
- ④ 第1回新株予約権に係る払込金額と同額の金銭をメリルリンチに払い戻すことにより、当社

は第1回新株予約権者の保有する第1回新株予約権の全部又は一部を取得することが出来ること。

- ⑤ メリルリンチは、第1回新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、機関投資家を中心とした販売に努める予定であり、メリルリンチは、第1回新株予約権の権利行使を前提としたつなぎ売り等(注)以外の空売りを目的として、第三者と貸株契約を締結しないこと。
- ⑥ メリルリンチに十分な実績があると認められること。

(注) つなぎ売り等・・・新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一銘柄の株券の売り付けを行うこと等

3. 調達する資金の額及び用途

(1) 調達する資金の額(差引手取概算額)

・ 本新株予約権付社債発行に係る調達資金	400,000,000 円
・ 第1回新株予約権に係る調達資金	1,768,600,000 円
・ 発行諸費用	20,500,000 円
(本新株予約権付社債 10,000,000 円 第1回新株予約権 10,500,000 円)	
・ 差引手取概算額	2,148,100,000 円
(本新株予約権付社債 390,000,000 円 第1回新株予約権 1,758,100,000 円)	

(注) 上記差引手取概算額は、本新株予約権付社債発行の総額並びに第1回新株予約権の払込金額の総額及び第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権付社債並びに第1回新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、第1回新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、第1回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第1回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な用途

当社は、上記(1)記載の差引手取概算額2,148,100,000円を、①本邦における3G MVNO(Mobile Virtual Network Operator、仮想移動体通信事業者)事業の推進にかかるソフトウェアの開発、ネットワーク設備の増強・改善、ドコモへの設備開発費用負担金支払いなどの設備資金、②米国での事業に使用するソフトウェアの開発、データカード端末の購入などの設備資金、③米国における事業の立ち上げにかかる運転資金、及び残額は本邦での運転資金に充当する予定です。具体的な金額の内訳はまだ確定しておりませんが、現状では①に13億円、②に3億円、③に2億円程度を予定しています。但し、第1回新株予約権については、行使が新株予約権者の判断によるため、第1回新株予約権の行使による財産の出資及びその時期を資金計画に織り込むことは困難です。従って、具体的な金額及び用途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて決定します。なお、当社が第1回新株予約権の行使を指定した際に行うプレスリリースにおいては、用途を記載します。

(3) 調達する資金の支出予定時期

- (2) で記述した①に係る調達資金：平成19年12月から平成21年12月まで
- (2) で記述した②に係る調達資金：平成19年12月から平成21年12月まで
- (2) で記述した③に係る調達資金：平成19年12月から平成21年12月まで

(4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

上記（２）記載のとおり、今回調達する資金は、日本及び米国における MVNO 事業の拡大及び立ち上げのための先行投資的な運転資金に充当する予定であり、これらの事業の拡大及び立ち上げは、今後の当社の収益の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであると考えています。

4. 最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売 上 高	4,559	4,943	3,996
営 業 利 益	181	173	△621
経 常 利 益	153	113	△599
当 期 純 利 益	112	107	△1,272
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	629.98	495.40	△5,670.57
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	9,395.04	16,657.01	10,964.11

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	224,455.63 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	17,718 株	7.3%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	—	—

（注）上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。

（３）今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・日本通信株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債（第三者割当）

発 行 期 日	平成 19 年 12 月 21 日
調達資金の額	390,000,000 円
募集時点における発行済株式数	224,455.63 株
募集時における潜在株式数	当初の転換価額（125,000 円）における潜在株式数：3,200 株

（注）調達資金の額は、本新株予約権付社債の発行価額の総額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

・日本通信株式会社第 1 回行使価額修正条項付新株予約権（第三者割当）

発 行 期 日	平成 19 年 12 月 21 日
調達資金の額	1,758,100,000 円
募集時点における発行済株式数	224,455.63 株

募集時における潜在株式数	当初の行使価額（43,890円）における潜在株式数：40,000株 行使価額上限値はありません。 行使価額下限値は現時点で未定ですが、行使価額下限値においても、潜在株式数は40,000株です。
--------------	--

(注) 調達資金の額は、第1回新株予約権の払込金額の総額に第1回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、第1回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第1回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行期日	平成17年4月20日
調達資金の額	1,506,750,000円
募集時点における発行済株式数	179,204.63株
当初の資金使途	設備投資（ネットワーク設備および関連開発システム、ソフトウェア、移動端末機器）
支出予定時期	平成17年4月～平成19年3月
現時点における充当状況	顧客サービスに利用するためのソフトウェア、社内システムの開発、ネットワーク設備、移動端末機器の購入に充当しています。

・有償・第三者割当増資（上場時のオーバーアロットメントに伴うもの）

発行期日	平成17年5月23日
調達資金の額	231,875,000円
募集時点における発行済株式数	213,747.63株
当初の資金使途	設備投資（ネットワーク設備および関連開発システム、ソフトウェア、移動端末機器）
支出予定時期	平成17年5月～平成19年3月
現時点における充当状況	顧客サービスに利用するためのソフトウェア、社内システムの開発、ネットワーク設備、移動端末機器の購入に充当しています。

(5) 最近の株価の状況

平成17年3月期末 (平成17年3月31日終値)	－円
平成18年3月期末 (平成18年3月31日終値)	115,000円
平成19年3月期末 (平成19年3月30日終値)	28,700円
直近3か月の終値平均 (平成19年9月6日～平成19年12月5日)	31,295円

(注) 1. 各株価は、大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものです。

2. 当社は、平成17年4月21日をもって大阪証券取引所ヘラクレス市場に株式を上場

しましたので、それ以前の株価について該当事項はありません。

5. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 19 年 9 月 30 日現在）		募集後（潜在株式未反映）	
エル ティ サンダ ビー ヴ イー・ピー・エー (35,415 株)	15.77%	エル ティ サンダ ビー ヴ イー・ピー・エー (35,415 株)	15.77%
エイチエスビーシー ファン ド サービスィズ クライアン ツ アカウント 500 (28,212 株)	12.57%	エイチエスビーシー ファン ド サービスィズ クライアン ツ アカウント 500 (28,212 株)	12.57%
ジー・エフ・エス・ホールディン グス・リミテッド (6850.55 株)	3.05%	ジー・エフ・エス・ホールディン グス・リミテッド (6850.55 株)	3.05%
エル・ジー・アール・ホールディ ングス・リミテッド (6850.28 株)	3.05%	エル・ジー・アール・ホールディ ングス・リミテッド (6850.28 株)	3.05%
城野 親徳 (6,710 株)	2.98%	城野 親徳 (6,710 株)	2.98%
ダブリュー・エル・エフ・ホール ディングス・リミテッド (5335.36 株)	2.37%	ダブリュー・エル・エフ・ホール ディングス・リミテッド (5335.36 株)	2.37%
シティグループグローバルマー ケッツインク (3,705 株)	1.65%	シティグループグローバルマー ケッツインク (3,705 株)	1.65%
関澤 賢治 (2,150 株)	0.95%	関澤 賢治 (2,150 株)	0.95%
三田 聖二 (2,104 株)	0.93%	三田 聖二 (2,104 株)	0.93%
大和証券株式会社 (1,140 株)	0.50%	大和証券株式会社 (1,140 株)	0.50%

(注) 1. 今回の本新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、今回の本新株予約権付社債及び第 1 回新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主数及び持株比率」を表示していません。

2. 各株主の保有株式数及び持株比率は、平成 19 年 9 月 30 日現在の数値に基づいています。

6. 業績への影響の見通し

今回の資金調達および今後の資金調達への備えは、データ通信 MVNO の先駆者としての当社に広がりつつある様々な事業機会に対し、機動的に取り組むことが可能となり、これにより短・中期的業績に寄与するものと考えています。ドコモ以外の携帯電話事業者にも相互接続を申し込んでいることから、これらが合意に達した場合には、ドコモ以外のネットワークの調達も進める予定ですが、これも上述の事業機会に含まれています。なお、今回の資金調達および今後の資金調達への備えにより、本年度発行諸費用 20,500 千円、未払利息 3,320 千円の 23,820 千円の営業外費用計上を見込んでいます。来年度以降は未払利息で 12,000 千円の営業外費用計上を見込んでいます。

7. 発行条件等の合理性並びに発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

(イ) 本新株予約権付社債について

本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、新株予約権部分1個の行使に際して払込をなすべき額は各社債部分の発行価額の800分の1(125,000円)と同額とし、当初の転換価額は、当社が過去に実施した当社普通株式の売出価格(平成17年11月30日に売出価格を決定)である128,040円を参考にしつつ、平成19年12月5日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値(39,900円)に3を乗じて算出される金額(119,700円)を基準としました。

(ロ) 第1回新株予約権について

第1回新株予約権(第三者割当)につきましては、第1回新株予約権の発行要項及び割当先であるメリルリンチとの間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、第1回新株予約権1個の払込金額を金43,890円としました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債及び第1回新株予約権の潜在株式数は合計で43,200株となり、①当社普通株式の過去1年間における平均出来高2,074株に比して比較的大量であることや、②当社の発行済株式総数224,455.63株に対する割合が19.2%となることを考えると規模が大きいと見られることも可能ですが、以下のような事実を鑑み発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えています。すなわち、(ア)本新株予約権付社債については、転換価額は125,000円であり、これは、経営陣が考える現在の当社の価値を基準とした結果最近3ヶ月の当社普通株式の普通取引の終値平均31,295円の4倍近い金額に相当しております。したがって、本新株予約権付社債による希薄化の規模は合理的であると判断したものです。また、(イ)第1回新株予約権についても、今後の当社の資金需要に応じて行使をコントロール可能であり、かつ当社の判断により新株予約権を取得することも可能であることから、第1回新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

8. 割当先の選定理由

(1) 本新株予約権付社債について

(イ) 割当先の概要

① 名 称	バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティエーディー ジャニュアリー4, 1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4)
② 設 立 根 拠 等	米国法
③ 所 在 地	510 Mendel Lane Jasper Indiana 47546 USA
④ 代 表 者 名	テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット
⑤ 出 資 金 の 総 額	該当事項なし
⑥ 事 業 の 内 容	信託事業
⑦ 資 本 関 係	855.27 株の当社普通株式を保有
⑧ 取 引 関 係	該当事項なし
⑨ 人 的 関 係	当社の社外取締役であるテレーザ・エス・ヴォンダーシュミット(当社の代表取締役の実姉)が保有するジョイント・トラスト

(ロ) 割当先を選定した理由

上記割当先は、当社の社外取締役を務めるテレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏が保有するジョイント・トラストであり、当社創業時からの株主として長期的な支援を継続するとともに、当社の事業を深く理解しています。上記割当先は、当社の将来性を見込んでの投資を企図しており、当社は、今回の本新株予約権付社債の割当てを通じて、今後も緊密な関係を発展維持していくことを企図しています。

(ハ) 割当先の保有方針

本新株予約権付社債について、当社と割当先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権付社債については、その発行要項において、譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

(ニ) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の大株主と上記の割当先との間において、株券貸借についての契約はありません。

(2) 第1回新株予約権について

(イ) 割当先の概要

① 商 号	メリルリンチ日本証券株式会社
② 事 業 内 容	証券業
③ 設 立 年 月 日	平成10年2月26日
④ 本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目ビルディング
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 いずみ
⑥ 資 本 金	98,768,250,000 円
⑦ 発 行 済 株 式 数	1,975,365 株
⑧ 純 資 産	122,536 百万円

⑨	総 資 産	3,295,824 百万円		
⑩	決 算 期	3月31日		
⑪	従 業 員 数	1,234 名		
⑫	主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
⑬	大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%		
⑭	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほコーポレート銀行、シティバンク銀行		
⑮	上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項なし	
		取 引 関 係	該当事項なし	
		人 的 関 係	該当事項なし	
		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし	
⑯	最 近 3 年 間 の 業 績			
	決 算 期	平成 17 年 3 期	平成 18 年 3 期	平成 19 年 3 期
	営 業 収 益	81,217	104,718	123,836
	営 業 利 益	14,690	22,065	14,066
	経 常 利 益	14,048	20,975	13,850
	当 期 純 利 益	18,965	7,891	△8,817
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	3,315.91	4,495.91	△4,932.17
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—
	1 株 当 たり 純 資 産 (円)	64,722.64	69,132.76	66,044.16

(単位：百万円)

(ロ) 割当先を選定した理由

第1回新株予約権については、「2.資金調達方法の選択理由(2)第1回新株予約権の発行について」に記載したエクイティ・コミットメント・ラインの商品性、および割当先であるメリルリンチの過去の実績等を総合的に勘案して決定いたしました。

(注) 第1回新株予約権に係る割当では日本証券業協会会員であるメリルリンチにより買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議(自主規制会議決議)の適用を受けて募集が行われるものです。

(ハ) 割当先の保有方針及び行使制限措置

第1回新株予約権について、当社とメリルリンチとの間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、第1回新株予約権については、その発行要項において、譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

また、当社とメリルリンチは、大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第5条、企業行動規範に関する規則の取扱い1(1)～(6)までの定めに基づき第1回新株予約権(MSCB等)のメリルリンチによる行使を制限するよう措置を講じています。

(ニ) 株券貸借に関する契約

当社および当社の大株主とメリルリンチとの間において、株券貸借についての契約はありません。

以 上

**日本通信株式会社第 1 回無担保新株予約権付社債（第三者割当）
発行要項**

1	社債の名称	日本通信株式会社第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(当該新株予約権付社債を以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という)
2	発行総額	金 400,000,000 円
3	各社債の金額	金 100,000,000 円の 1 種
4	社債券の形式	無記名式 本新株予約権付社債については、本新株予約権付社債を表章する無記名式の本新株予約権付社債券を発行しないものとする。
5	社債の利率及び計算方法	年利 3% なお、複利計算の方法によるものとする。
6	社債の発行価額	額面 100 円につき金 100 円 なお、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
7	申込期日及び申込取扱場所	平成 19 年 12 月 21 日(金) 日本通信株式会社 人事総務担当
8	払込期日	平成 19 年 12 月 21 日 なお、本新株予約権を割り当てる日は、平成 19 年 12 月 21 日とする。
9	募集方法	第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てる予定とする。 バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティエーディー ジャニュアリー 4, 1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) 金 400,000,000 円
10	物上担保・保証の有無	本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
11	財務上の特約(担保提供制限)	当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資することが当該新株予約権の内容とされたものをいう。
12	利払期日及び利払方法	本社債の利息は、本社債の払込期日の翌日(同日を含む)から償還期限(第 13 項第(2)号(イ)に定義される。以下同じ)(同日を含む)までこれを付し、第 13 項第(3)号に定める償還金支払場所において償還期限に一括して支払われる。
13	償還の方法及び期限	(1) 償還金額 額面 100 円につき金 100 円 (2) 償還の方法及び期限 (イ) 平成 22 年 12 月 21 日(以下、「償還期限」という)にその総額を額面 100 円につき金 100 円にて償還する。但し、本社債の繰上償還については本号(ロ)に定めるところによる。 (ロ) 当社は、当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下、「組織再編成行為」という)をすることを当

社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合)で決議した場合、当該組織再編成行為の効力発生日以前に、その時点において未償還の本社債の全部を本社債の額面 100 円につき金 100 円で、当該償還期日までの経過利息(当該償還期日の直前の 12 月 22 日(同日を含む)から当該償還期日(同日を含む)までの利息計算については、1 年を 365 日とする日割計算によって算出するものとする)を付して繰上償還することができる。この場合当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

(3) 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)
日本通信株式会社 財務経理部

- | | | |
|----|----------------------------|--|
| 14 | 本社債に付された本新株予約権の数 | 各本社債に付された本新株予約権の数は 800 個とし、合計 3,200 個の本新株予約権を発行する。 |
| 15 | 本新株予約権の発行価額 | 本新株予約権は無償にて発行するものとする。 |
| 16 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 当社普通株式 |
| 17 | 新株予約権の目的となる株式の数 | 本新株予約権の行使請求(第 18 項に定義する)により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を転換価額(以下に定義する))で除した数とする。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、「転換価額」とは、第 21 項第(2)号記載の金額を指すが、これが調整される場合には、かかる調整後の金額を指す。 |
| 18 | 新株予約権の行使期間 | 平成 19 年 12 月 21 日から平成 22 年 12 月 20 日までの間(以下、「行使可能期間」という)いつでも本新株予約権を行使すること(以下、「行使請求」という)ができる。但し、①本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、また②本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記のいずれの場合も、平成 22 年 12 月 20 日より後に本新株予約権を行使することはできない。 |
| 19 | 新株予約権の行使の条件 | 各本新株予約権の一部行使はできない。 |
| 20 | 自己の新株予約権の取得の事由及び消却の条件 | 該当事項なし
なお、本新株予約権の取得事由は定めない。 |
| 21 | 新株予約権の行使時の払込金額 | (1) 各本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
(2) 転換価額は、当初 125,000 円とする。 |
| 22 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額 | 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に 2 分の 1 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 23 | 転換価額の調整 | (1) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行日の翌日以後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、 |

「転換価額調整式」という)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行処分価額}}{\text{1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによるものとする。

(イ) 株式分割又は株式無償割当てにより普通株式を発行する場合。

調整後転換価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて当社普通株式の株主(以下、「普通株主」という)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、また、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合には、当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

(ロ) 本号(イ)の取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、当該取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号(イ)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権につき行使請求をした本新株予約権付社債の社債権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{調整前転換価額} \\ - \text{調整後転換価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前転換価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株} \\ \text{式数} \end{array}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(ハ) 調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

(3) (イ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ロ) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く)の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(ハ) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある

場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号(イ)の株式分割の場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式分割のための基準日における当社の保有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(4) 本項第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合のほか、次のいずれかの場合には、当社は、当社が適切と考える方法により、転換価額の調整を行うものとする。

(イ) 株式の併合、資本の減少、会社分割、合併又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ロ) 本号(イ)のほか、当社の発行済株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(ハ) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 転換価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。但し、本項第(2)号(ロ)の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときには、調整後転換価額の適用の日以降すみやかに通知する。

24 本新株予約権の行使後第1回目の配当 行使請求により交付された当社の普通株式に関する配当については、行使請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から3月31日になされたときは10月1日に、それぞれ当該普通株式の交付がなされたものとみなしてこれを支払うものとする。

25 期限の利益の喪失 当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。

(1) 当社が第11項の規定に違背したとき。

(2) 当社が第23項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。

(3) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く)の決議を行ったとき。

(4) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受け、又は解散(合併の場合を除く)したとき。

(5) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分の執行若しくは競売(公売を含む)の申立てを受け又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じ、かつ本新株予約権付社債の社債権者が権利保全上、本新株予約権付社債の存続を不適當であると認めたとき。

当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本新株予約権付社債の社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

26 本新株予約権の発行価額を無償とする 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際し

	る理由及びその行使に際して払込むべき金額の算定理由	て当該本新株予約権に係る本社債が出資されるなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は各本社債の発行価額の800分の1と同額とし、当初の転換価額は、当社が過去に実施した当社普通株式の売出価格(平成17年11月30日に売出価格を決定)である128,040円を参考にしつつ、平成19年12月5日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値である39,900円に3を乗じて算出される金額(119,700円)を基準に、諸般の事情を考慮して125,000円とした。
27	行使請求受付場所	日本通信株式会社 人事総務担当
28	行使請求取次場所	該当事項なし
29	行使請求方法	本新株予約権の行使請求受付事務は、第27項記載の行使請求受付場所においてこれを取り扱う。 (1) 本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書(以下、「行使請求書」という)に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。 (2) 行使請求受付場所に対し行使請求書を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
30	新株予約権行使の効力発生時期	行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
31	社債管理者	本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
32	新株予約権付社債の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
33	公告	本新株予約権付社債の社債権者に対して公告をする場合は、当社の定款所定の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本新株予約権付社債の社債権者に直接通知する方法によることができる。
34	上記に定めるもののほか、本新株予約権付社債の発行に関し必要な事項は、当社の代表取締役社長に一任する。	
35	上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

日本通信株式会社第1回新株予約権（第三者割当て）
発行要項

1. 本新株予約権の名称
日本通信株式会社第1回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）
2. 申 込 期 間
平成19年12月21日
3. 割 当 日
平成19年12月21日
4. 払 込 期 日
平成19年12月21日
5. 募 集 の 方 法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てて。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 40,000 株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は40株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
1,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額
金 13,000 円（本新株予約権の目的である株式1株当たり 325 円）
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 43,890 円とする。
10. 行使価額の修正
第17項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社大阪

証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。

「下限行使価額」は当初、第3項記載の割当日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当りの} \text{処分株式数} \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第（４）号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については第 18 項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行

使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成19年12月25日から平成21年12月24日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり13,000円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり13,000円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第21項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。当該行使に係る本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、上記通知に加えて、当該本新株予約権証券を行使請求受付場所に対して提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知(及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出)に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第22項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第21項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知(及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出)が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

19. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り記名式新株予約権証券を発行する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、本新株予約権1個の払込金額を金 13,000 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成19年12月5日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額とした。

21. 行使請求受付場所

当社 人事総務担当

22. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 五反田支店

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

■日本通信株式会社 会社概要

社名： 日本通信株式会社（大証ヘラクレス市場：9424）

代表者： 三田 聖二（代表取締役社長）

資本金： 2,273 百万円（2007年11月30日現在）

設立： 1996年5月24日

事業内容： ●日本初のMVNO（Mobile Virtual Network Operator=仮想移動体通信事業者）
●「インフィニティ・ケア」をサービスコンセプトにした End to End のワイヤレス・データ通信サービスを法人向けに提供
●「どこでもインターネット通信電池」をコンセプトにしたワイヤレス・インターネット接続商品をコンシューマ向けに提供
●ユビキタス社会を実現する「通信電池」を提供、また、新しい通信サービスを各企業と共同で開発

b-mobile、InfinityCare 及び通信電池は日本通信株式会社の登録商標です。文中の社名、商品名は、各社の商標または登録商標です。